

財務省告示第百三十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年三月十五日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成十八年三月十四日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	発行額
利付国庫債券（二年）（第二百四十二回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十七年法律第十九号）第二条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行のうち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行する利付国債に九千六百五十万円、平成十七年度における財政運営のため公債の発行の特例等に関する法律第一条の規定に基づき発行する額	八百億円

十八	十七	十六	十五
払 込 期 日	募 集 期 間	払 場 所	償 還 金 額
平 成 十 八 年 三 月 十 五 日	八 年 三 月 九 日 ま で	平 成 十 八 年 三 月 三 日 か ら 平 成 十	日 本 銀 行 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円